

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 27 日 作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第 7 条第 5 項
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：古物営業法施行規則第 5 条第 9 項、第 10 項、第 4 条第 2 項（許可証の書換えの申請）
審 査 基 準：判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14 日
申 請 先：申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口に出提出してください。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室防犯営業係 （電話 075-451-9111 内線 3032）
備 考：